

令和2年度(2020年度)

事業計画書

熊本県産業技術センター

目 次

第1	はじめに	1
第2	管理運営	
1	組織機構	2
2	職員数の推移	2
3	業務分担表	3
4	職員名簿	5
5	予算状況	6
6	情報の発信	7
7	展示会等への出展	7
第3	政策方針事業	
1	技術交流研究開発事業	8
2	ものづくり研究開発事業	9
3	材料・地域資源研究開発事業	10
4	バイオ・食品研究開発事業	11
5	農産加工研究開発事業	12
6	農産加工研修指導事業	13
7	新規外部資金活用事業	14
8	有機薄膜技術拠点形成事業	15
第4	一般支援事業等	
1	一般支援事業	16
2	中核企業技術高度化支援事業	18
3	計量検定事業	18
第5	試験研究機器導入計画	
1	公益財団法人 JKA(競輪)補助事業	21
2	産業技術センター試験研究備品導入事業	21
第6	関連団体の事業	
1	熊本県産業技術振興協会	22
2	一般社団法人 熊本県溶接協会	22
3	熊本県ものづくり工業会	23
4	一般社団法人 熊本県計量協会	24
5	一般社団法人 熊本県工業連合会	24
6	熊本県発明協会	25
7	一般社団法人 熊本県情報サービス産業協会	26
	参考資料	
1	熊本県産業技術センター条例	27
2	熊本県産業技術センター処務規程	29
3	熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱	35

第1 はじめに

私たちの使命は、「売れるものづくり」を目指す地域企業のために、技術指導、依頼試験、設備開放及び共同研究・開発等を通じて技術的な支援をすることにあります。熊本県を株式会社と例えると、技術部の位置づけにあり、県内外の関連組織と連携をとりながら、研究・開発から事業化までを伴走支援することを目指しています。

熊本地震から4年余が経過し、地域の産業は復興フェーズの仕上げ期に移行しています。しかしながら、ここにきて新型コロナウイルスの世界的な流行が、日本においても東京オリンピックの延期のみならず、産業や社会活動に多大なインパクトを与えています。国民が一体となった対策活動で、一日も早く終息に向かうことを願います。そして、終息後には、当機関として地域の企業の回復を全力で支援する所存です。

さて、熊本県産業技術センターは、「地域に、より貢献する産業技術センターへ」をスローガンに、未来を見据えた技術創造と人材育成を推進して参ります。特に、県民の幸福と豊かさを実現するために、産業の活性化と未来社会の課題解決を両立させる技術開発や企業支援を目指します。そのために、地球温暖化や環境汚染、国内においては、人口減少、高齢化、自然災害といった未来社会の課題（SDGs）を、地域企業の皆さんと協力して産業技術により解決し、結果として産業活性化の実現を目標に努力して参ります。

運営方針には、「ニッチトップ技術の創出支援」、「生産性革命の実現に向けた支援」、「技術高度化に向けた人材育成支援」、「連携の強化と組織力の発揮」を掲げて進めます。これからも、熊本県産業技術センターが人の交流と連携を促すイノベーションの拠点となるよう努力して参ります。そして、地域企業に寄り添い産業振興の実現に邁進致しますので、皆様のご理解・ご支援と一層のご活用をお願い致します。

令和2年（2020年）5月

熊本県産業技術センター
所長 今村 徹

第2 管理運営

1 組織機構

<令和2年(2020年)4月1日現在>

職員数=47名

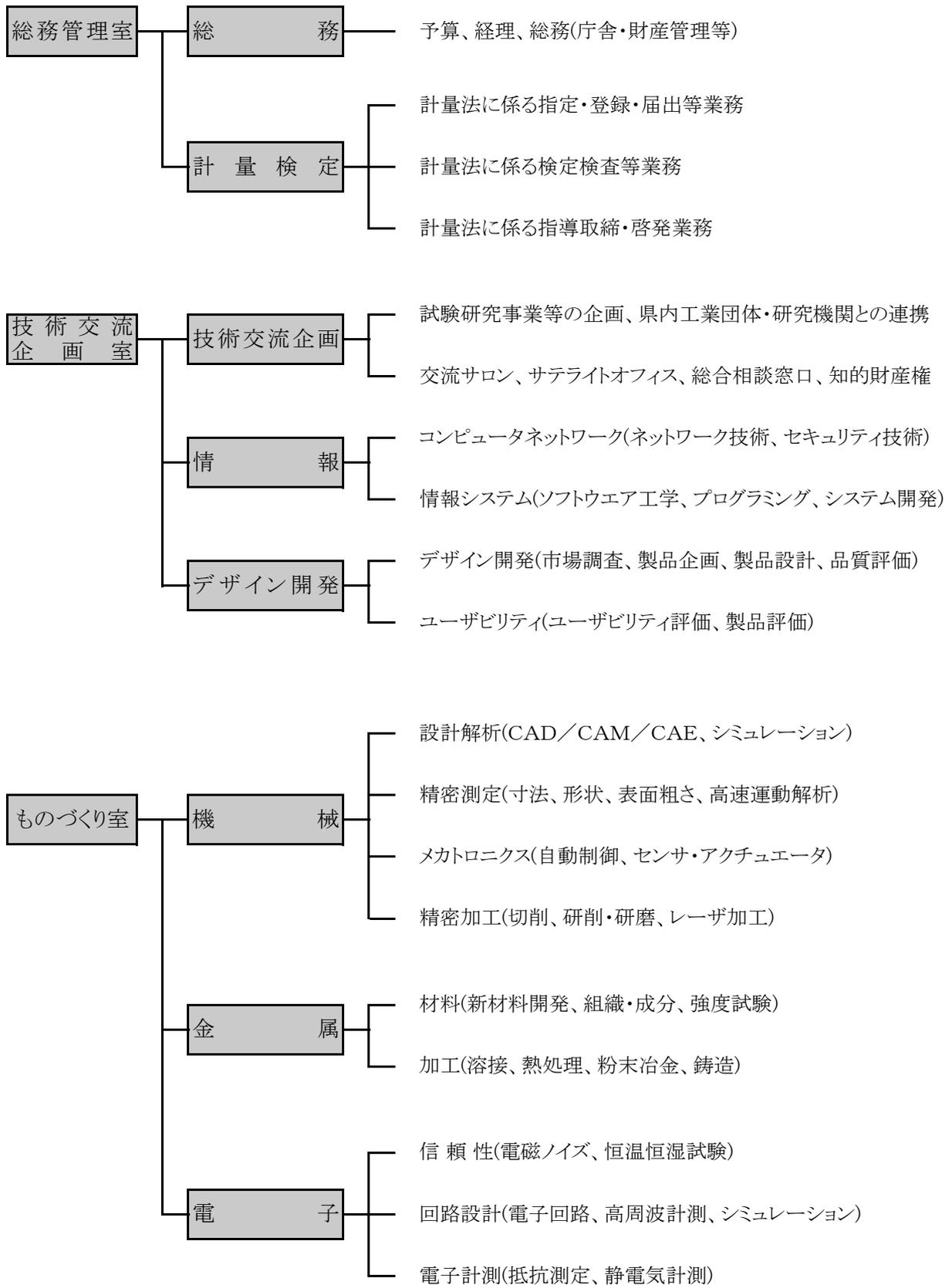
所長 <任>	総務管理室 (6名)	室長(次長兼務) 1、主幹1、参事5(うち1名は再任用)
	技術交流企画室 (7名)	室長1、参事1、研究参事1、研究主任3、研究員1
	ものづくり室 (12名)	研究主幹兼室長1、研究参事3、研究主任5、研究員2、技師1
	材料・地域資源室 (7名)	研究主幹兼室長1、研究参事1、研究主任4、研究員1
	食品加工技術室 (11名)	主幹兼室長1、参事1、研究参事4(うち1名は再任用)、研究主任3、技師2
次長<事>		
審議員兼 次長<技>		
産業振興顧問 <嘱>		

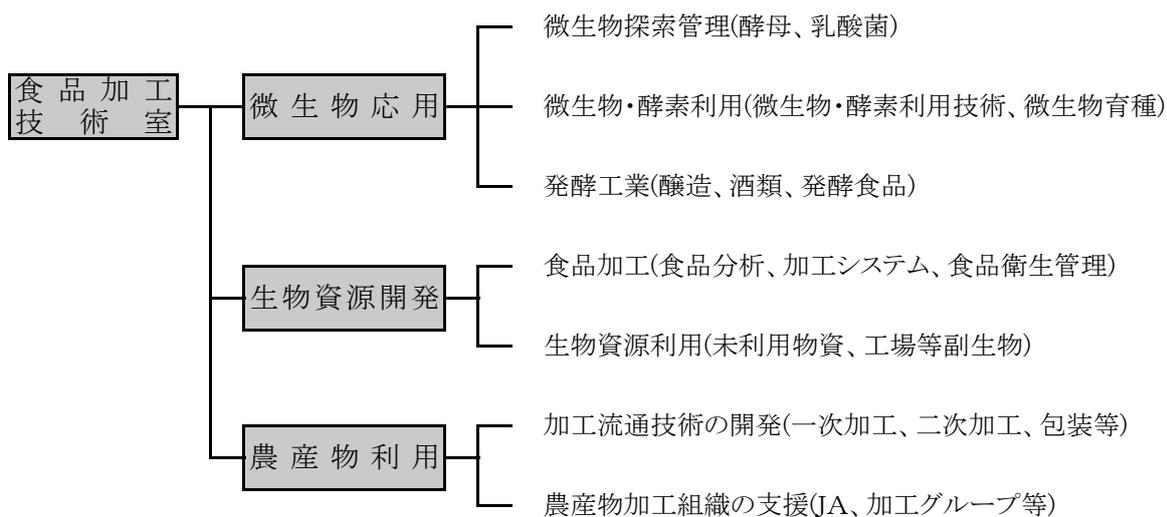
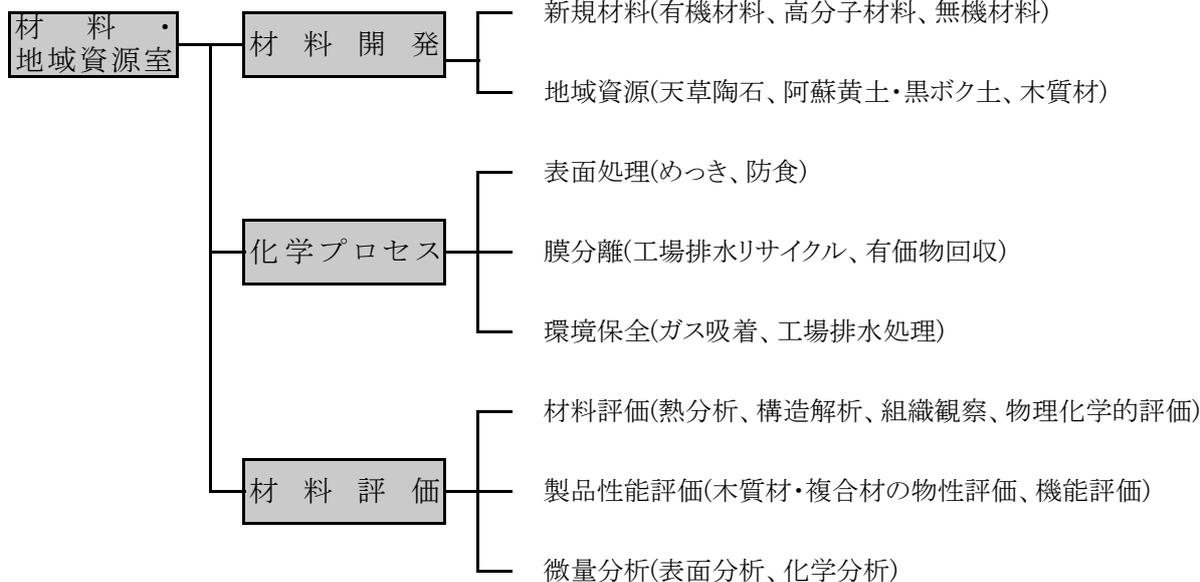
(注)任:特定任期付職員、嘱:特別職非常勤職員

2 職員数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
研究職	31	33	33	31	29	31	33	31	30	31
事務職	9	9	8	8	9	10	9	9	8	8
技術職	6	6	7	7	3	3	3	3	3	3
技能職	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
その他	2(嘱)	2 (任,嘱)								
計	52	54	54	51	46	49	50	48	46	47

3 業務分担表





4 職員名簿

部署及び職名		氏 名	部署及び職名	氏 名	
所 長		今村 徹	(ものづくり室)	研究主任	百田 寛
次 長(事) (兼総務管理室長)		川上 伸二		研究主任	村井 満
審議員兼次長(技)		土村 将範		研究主任	山口 良一
産業振興顧問		橋本 正博		研究員	前田 和輝
総務管理室	(兼)室長	川上 伸二	材料・ 地域資源室	研究員	朝長 伸吾
	主 幹	村崎 敬史		技 師	齋藤 幸雄
	参 事	相良 八住司	研究主幹 (兼室長)	永岡 昭二	
	参 事	宮崎 郁朗	研究参事	城崎 智洋	
	参 事	野村 英生	研究主任	納寄 克也	
	参 事	吉竹 崇子	研究主任	堀川 真希	
	参 事	井上 保司	研究主任	大城 善郎	
技術交流 企画室	室 長	佐藤 達哉	研究主任	龍 直哉	
	参 事	武末 俊光	研究員	吉田 恭平	
	研究参事	中川 優	食品加工 技術室	主 幹 (兼室長)	三牧 奈美
	研究主任	松尾 英信		参 事	狩集 由美
	研究主任	石橋 伸介		研究参事	吉川 聡一郎
	研究主任	黒田 修平		研究参事	白尾 謙典
	研究員	渡辺 秀典		研究参事	佐藤 崇雄
ものづくり室	研究主幹 (兼室長)	森山 芳生	研究参事	水上 浩之	
	研究参事	甲斐 彰	研究主任	田中 亮一	
	研究参事	川村 浩二	研究主任	齋田 佳菜子	
	研究参事	道野 隆二	研究主任	藤野 加奈子	
	研究主任	濱嶋 英樹	技 師	福田 和光	
	研究主任	松枝 寛	技 師	荒木 眞代	

5 予算状況

(単位:千円)

事業名	平成30年度 当初予算	令和元年度 当初予算	令和2年度 当初予算	左の財源内訳						
				一般 財源	使用料 手数料	財産 収入	寄付金	国庫	諸収入	
人件費	366,610	354,234	359,413	359,413	0	0	0	0	0	
政策方針事業	バイオ・食品研究開発事業	2,134	2,134	2,134	2,134	0	0	0	0	
	機能性等に着目した製品開発支援事業	2,134	2,134	2,134	2,134	0	0	0	0	
	農産加工研究開発事業	2,220	2,220	2,220	2,220	0	0	0	0	
	ものづくり研究開発事業	3,031	3,031	3,031	3,031	0	0	0	0	
	創造的復興に向けた県内製造業の基盤技術の高度化に関する研究	3,031	3,031	3,031	3,031	0	0	0	0	
	材料・地域資源研究開発事業	2,222	2,222	2,222	2,222	0	0	0	0	
	持続可能・環境低負荷型材料・プロセスの開発	2,222	2,222	2,222	2,222	0	0	0	0	
	技術交流研究開発事業	2,000	2,000	2,000	2,000	0	0	0	0	
	技術連携促進によるものづくり高度化支援のための応用研究	2,000	2,000	2,000	2,000	0	0	0	0	
	新規外部資金活用事業	138,983	167,370	137,606	0	0	0	0	137,606	
	国等の新規提案公募型事業	119,554	147,665	101,406	0	0	0	0	101,406	
	カスタムメイド試験研究事業	16,679	16,705	33,200	0	0	0	0	33,200	
	商品企画プロジェクト事業	2,750	3,000	3,000	0	0	0	0	3,000	
	異分野技術の融合によるニッチトップ創出支援事業	11,331	11,158	0	0	0	0	0	0	
小計	161,921	190,135	149,213	11,607	0	0	0	137,606		
投資事業	産業技術センター試験研究備品導入事業	1,950	11,000	11,000	7,000	0	0	4,000	0	
	一般支援事業(投資分) JKA(競輪)補助事業	32,072	32,072	32,072	10,691	0	0	0	21,381	
	小計	34,022	43,072	43,072	17,691	0	0	4,000	21,381	
部局別枠予算	運営管理費	73,174	77,072	73,144	54,563	12,116	500	0	0	5,965
	技術指導育成事業	365	365	346	346	0	0	0	0	
	中核企業技術高度化支援事業	11,993	11,993	11,993	11,993	0	0	0	0	
	センター設備緊急修繕事業	2,433	2,433	5,510	5,510	0	0	0	0	
	研修指導事業(食品加工室)	635	635	585	400	185	0	0	0	
	産業技術センターホームページシステム	0	0	6,930	6,930	0	0	0	0	
	一般支援事業	9,146	9,246	6,617	4,082	1,722	13	0	0	800
	一般支援事業	9,013	9,113	6,491	4,082	1,596	13	0	0	800
	依頼試験事業(食品加工室)	133	133	126	0	126	0	0	0	
	計量検定事業	22,742	22,674	24,755	17,387	7,368	0	0	0	
	計量器検定事業	16,324	16,256	18,457	11,089	7,368	0	0	0	
	計量器定期検査事業	6,193	6,193	6,105	6,105	0	0	0	0	
	計量関係取締事業	225	225	193	193	0	0	0	0	
小計	120,488	124,418	129,880	101,211	21,391	513	0	0	6,765	
合計	683,041	711,859	681,578	489,922	21,391	513	4,000	0	165,752	

6 情報の発信

(1) 報告書等の発行・発信

- ・ 令和2年度(2020年度) 事業計画書の発行
- ・ 令和元年度(2019年度) 業務報告書の発行

(2) 技術情報等の発信

- ・ 熊本県産業技術センターメールマガジン(お知らせメール)の配信(随時)

(3) ホームページ運営(更新と情報機能強化)

- ・ ホームページアドレス <http://www.iri.pref.kumamoto.jp/>

7 展示会等への出展

- ・ 九州・沖縄 産業技術オープンイノベーションデー
九州・沖縄地域 企業&公設試・産総研合同成果発表会
(主催:産業技術総合研究所九州センター・九州経済産業局)

第3 政策方針事業

1 技術交流研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
ICT 技術を活用した生産性の見える化に関する開発 R2～R3	新規	県内中小企業を取り囲む社会環境の急激な変化、人材不足の課題にも対応しながら、生産性向上を図ることを目標として、新規事業創出におけるクリエイティブ作業に絞り込んで ICT 技術を投入することによるクリエイティビティの生産性を向上させるツールの開発と、同じく ICT 技術を活用することで人材確保にも生産性にも関係性の高い ES(従業員満足度)が変化する構造の見える化を実施する。	◎総括 佐藤 達哉	2,000 (千円)
ICT 技術を用いた生産性のデザインに関する研究開発 R2～R3	新規	中核人材が担うべき創造から判断までの作業に着目。ICT、デザイン技術を投入することで課題解決において効率良く、柔軟で大胆な発想を誘発し、改革レベルの社内改善におけるビジネスモデル構築などにおけるクリエイティビティの生産性の向上を目指す。 ①代表的なデザイン手法をタスクに分解し、ICT 技術を活用して見える化する。 ②見える化したタスク中の発想行為で、効率良く、柔軟で大胆なクリエイティビティを誘発するツールを開発する。	佐藤 達哉 石橋 伸介 黒田 修平 渡辺 秀典 松尾 英信	
ICT 技術を用いた従業員満足度の見える化に関する研究 R2～R3	新規	これまで培ってきた CS(顧客満足度)評価の手法を活用し、従業員数の少ない製造業ならではの ES の評価と人材確保、生産性との関連の見える化を実現する。 ①中小製造業における ES 評価とその構成要素が経時変化する構造を分析し、見える化する。 ②中小製造業の生産性に係る指標として ES を再定義し、評価手法を設計する。	佐藤 達哉 石橋 伸介 黒田 修平 渡辺 秀典 松尾 英信	

2 ものづくり研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
創造的復興に向けた県内製造業の基盤技術の高度化に関する研究 H31(R1)～R3	新規	県内に集積している半導体・自動車関連の中小企業を対象に、デジタル技術を活用した機械加工工程の高効率化や検査工程の信頼性向上により、県内製造業の基盤技術の高度化を実現する。	◎総括 森山 芳生	3,031 (千円)
切削加工における加工効率の向上に関する研究 H31(R1)～R3	新規	切削加工技術の高度化、工程集約等による高能率化を実現するため、以下の内容に取り組む。 ①難削材の高効率切削加工技術の確立 ②機上計測を用いた加工・計測工程の集約化手法の確立 ③マシニングセンタ上での表面改質を実現する仕上げ加工法の確立	川村 浩二 村井 満 甲斐 彰	
サーボプレスを活用したプレス加工の高付加価値生産に関する研究 H31(R1)～R3	新規	プレス加工の高付加価値生産を実現するため、以下の内容に取り組む。 ①サーボプレスの加圧動作制御による難加工材のプレス加工法の確立 ②数値シミュレーションによるプレス加工現象の可視化技術の確立	濱嶋 英樹 百田 寛 齋藤 幸雄 森山 芳生	
電磁環境推定モデルを使用したノイズ計測の信頼性向上に関する研究 H31(R1)～R3	新規	開発現場における電磁ノイズ計測の信頼性向上を実現するため、以下の内容に取り組む。 ①開発現場と電波暗室との相関パラメータの抽出 ②電磁ノイズシミュレーションのための電磁環境推定モデルの構築 ③開発現場におけるデータ収集手法の構築	前田 和輝 山口 良一 道野 隆二 松枝 寛 朝長 伸吾	

3 材料・地域資源研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
持続可能・環境低 負荷型材料・プロ セスの開発 R2～R4	新規	SDGsの考えを取り入れた環境調 和材料・プロセスを開発すること を目的として、3つの試験研究、構造 材料、機能材料、水関連プロセス の開発を推進し、環境共生型産業 分野への展開を図る。	◎総括 永岡 昭二	2,222 (千円)
環境低負荷型 構造材料に関 する基礎開発 R2～R4	新規	①ナノファイバーやセラミックスによる 構造材料を開発し、建築材や 構造を保つための、部材の開発 を実施する。 ②硝子関連部材としての補強効果 や遮熱効果を発現する材料の開 発を実施する。 ③床材、屋根材としての補強・断熱 効果、消臭効果を有する材料の 実現。 特許創出(シーズ創出)と新規 外部資金の獲得、化学・材料関 連を取り込んだ技術移転	堀川 真希 城崎 智洋 龍 直哉 永岡 昭二 吉田 恭平	
環境低負荷型 表面機能材料 に関する基礎 開発 R2～R4	新規	①新規表面機能材料プロジェクトの 発足。 ②新規医工連携プロジェクトの発 足。	城崎 智洋 大城 善郎 永岡 昭二 吉田 恭平	
環境低負荷型 水関連プロセス の基礎開発 R2～R4	新規	①部品洗浄技術への応用 部品やめっき槽の清掃におい て、効率的に洗浄できる技術を バブル水で検討する。 ②成形体の加工技術への応用 加工技術・・・ポリマーの表面・内 部の構造を制御できる技術を確 立する。	納寄 克也 永岡 昭二 吉田 恭平	

4 バイオ・食品研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
食品の機能性向上及び特性評価に関する研究 R2～R4	新規	県内の食品産業からの要望の高い微生物の探索および商品開発、食品の品質向上・商品開発に関する評価技術に係る研究を実施する。	◎総括 三牧 奈美	2,134 (千円)
食品産業に寄与する有用微生物の機能性成分に関する研究 R2～R4	新規	①乳酸菌の活用研究 構築した県産乳酸菌ライブラリーの活用と、その技術を応用したオーダーメイドの商品開発等の支援をおこなう。 ②酒類製造における酵母の活用研究 新規スクリーニング法を用いた焼酎酵母開発、酵母由来の香気成分の効率的生産の条件検討と分離を行い酒類製造技術を開発する。	田中 亮一 齋田 佳菜子 荒木 眞代	
メタボローム解析を利用した発酵・醸造食品のプロファイリングに関する研究 R2～R4	新規	食品の新たな評価法として要望が多いメタボローム解析(個別成分の定量ではなく網羅的に成分解析すること)技術を確立し、県内企業に食品のプロファイリング技術を提供する。	佐藤 崇雄 藤野 加奈子 荒木 眞代	
複合ゲル食品の物性コントロールに関する研究 R2～R4	新規	食感に関わる嗜好性・機能性向上による商品開発支援のため、複数のゲル化剤を用いて調製する複合ゲルを試料に、物性を予測するための技術構築と実用性評価試験を実施する。	藤野 加奈子 佐藤 崇雄 荒木 眞代	

5 農産加工研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
地域資源を活用した高付加価値化に関する研究 R2～R4	新規	<p>県産農畜産物、加工品の付加価値を高め市場での販売力や商品開発力の向上につなげるため、成分含量や食感、味覚などおいしさにつながる項目を数値化し総合的な評価法に関する研究を行う。</p> <p>また、傷みやすく消費期限の短いカットフルーツに対して鮮度保持可能な殺菌包装技術を確立する。</p>	◎総括 三牧 奈美	2,220 (千円)
分析データにもとづく食品の総合評価と商品開発に関する研究 R2～R4	新規	<p>①農畜産物の総合評価に関する研究 肉質評価には表れない官能成分等を可視化することであか牛のおいしさを総合的に評価する。</p> <p>②食品開発に関する研究 味に関与する成分分析に加えて、味認識装置により味覚を数値化し、市場ニーズに合った食品開発ができるようにする。</p>	吉川聡一郎 白尾 謙典 佐藤 崇雄	
県産果実を利用したカットフルーツにおける消費期限延長に関する研究 R2～R4	新規	消費期限を1週間程度まで長くするための殺菌・保存技術を確立する。	水上 浩之 吉川聡一郎 白尾 謙典	

6 農産加工研修指導事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
加工技術向上事業	継 続	<p>県内ニーズに対応した技術支援を図り、生産、加工、流通の一本化による付加価値の高い商品を開発する。</p> <p>① 農業団体や食品企業、農産加工組織等を対象に技術研修会を開催する。</p> <p>② 加工食品の開発や改良を目的とした試作や技術研修を実施する。</p> <p>③ 地域の要請に対応した現地指導・現地研修を行う。</p>	狩集 由美 福田 和光	585 (千円)
農商工連携推進事業	継 続	<p>県内農業者や農産加工グループ等と食品産業との連携が円滑に行えるよう農商工連携推進事業を行う。</p> <p>① 連携活動による県産農作物活用の新製品開発支援の実施</p> <p>② 農商工連携支援に役立つ調査を実施</p>	狩集 由美 福田 和光	

7 新規外部資金等活用事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
国等の提案公募型事業	継 続	<p>地域企業の新技术・新製品開発を支援するために、国等の研究資金の獲得を目指す。</p> <p>① 日本学術振興会科学研究費補助金</p> <p>② 戦略的情報通信研究開発推進制度</p> <p>③ その他の国の競争的研究資金制度</p>	各室担当者	101,406 (千円)
カスタムメイド試験研究事業	継 続	<p>個々の企業に合わせた研究開発や測定・分析などの要望に対応するため、企業から必要経費及び技術ノウハウ料を受け入れて試験研究を実施する。</p> <p>以下に掲げる項目のいずれかに該当し、かつ、センターの業務遂行上支障がないと認められる場合に受け入れる。</p> <p>① 熊本県内に事業所を有する企業者及びこれらで組織される団体の製品及び製造工程の開発・改良等に寄与するもの</p> <p>② 県の産業振興に寄与するもの</p>	各室担当者	33,200 (千円)
シーズ創造プログラム事業	継 続	<p>永続的な“売れるものづくり”を実践するため、研究員の将来的な技術資産等(シーズ)蓄積を図る。</p>	各室担当者	3,000 (千円)

8 有機薄膜技術拠点形成事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
有機エレクトロニクス産業創出連携促進事業 H28～R2	継 続	連携コーディネータの配置や有機エレクトロニクス産業促進協議会の活動支援により、地域企業と県内外の大学、企業、産業技術センター等との産学・産産マッチングを進め、有機エレクトロニクス分野の事業化を強力に推進する。	永岡 昭二 森山 芳生 松枝 寛 武末 俊光	2,203 (千円) ※本課予算
有機エレクトロニクス産業創出拠点形成事業 H28～R2	継 続	①有機エレクトロニクス分野の開発・連携拠点である PHOENICS(くまもと有機薄膜技術高度化支援センター)の運営を支援する。(事務局を務める産業技術センターの運営経費) ②企業主体で設立されたくまもと有機エレクトロニクス産業促進協議会に負担金を拠出し、ビジネス環境整備を支援する。	永岡 昭二 森山 芳生 松枝 寛 武末 俊光	

第4 一般支援事業等

1 一般支援事業

(1) 技術課題等の解決のため、技術相談・技術指導を行います。

(2) 当センターが保有する設備機器の開放を行います。

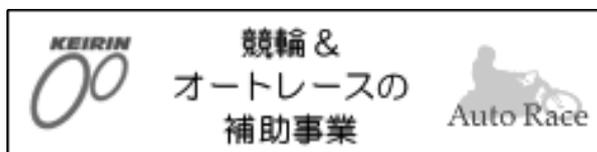
以下に記載するものは設備機器の一部ですが、その他の設備機器及び使用料等詳細については、当センターのホームページをご覧ください。

【 熊本県産業技術センターホームページ・・・<http://www.iri.pref.kumamoto.jp/> 】

設置場所	設備機器名	概要
機械加工実験室など (精密機械分館、電子機械分館)	マイクロサーボ環境試験機	温度制御環境下で精密繰返し負荷試験
	オートグラフ 	精密万能試験機、負荷容量 25 トンまでに対応
	ノイズシュミレータ 	各種電磁ノイズに対する耐性を評価
	スペクトラムアナライザ	無線、電子ノイズ等のスペクトラム測定
	超高速ビデオ撮影装置 	高速運動の観察・解析
	X線 CT 検査装置	非破壊で内部欠陥検査や簡易寸法を計測
	電子線マイクロアナライザ(EPMA)	精密機械部品や半導体回路の表面の元素を検出
	レーザ顕微鏡 	三次元の表面形状を観察
	EMI 計測システム 	電子機器から発生する電磁ノイズを測定
	恒温恒湿器 	温・湿度に関する耐環境試験
	CAD/CAM/CAE システム 	コンピュータ支援による設計、加工システム
	TDR オシロスコープ 	電気信号伝送性能を測定
	硬さ標準システム 	ビッカース硬さを測定、自動マッピング可能
	CNC 旋盤 	NC 旋盤とマシニングセンタの機能を持った工作機械
	射出成形機 	主に熱可塑性樹脂を所望の形状へ加工
	混練性・押出性試験機 	ゴムやプラスチックなど、材料の加工性を評価
	騒音計	製品から発生する音の定量的評価、音源探査も可能
	真空脱脂焼結炉 	真空や不活性ガス雰囲気中での熱処理
	3D プリンタシステム	3D データから直接3D モデルを造形
	非接触三次元デジタイザ	測定物の表面形状を高密度な三次元点群データとして出力
多軸複合加工支援システム 	同時 5 軸加工機、機上計測装置及び CAM を組み合わせた複合的な加工支援システム	
非破壊検査システム 	超音波および過電流による探傷	
多機能 CAE システム 	コンピュータ支援による設計検証・性能評価	

設置場所	設備機器名	概要
ケミカル材料 試験室・機器 分析室・耐環 境試験室など	EDS付走査型電子顕微鏡	材料や部品等の微細構造観察と組成分析
	耐候性試験装置	材料・製品等への紫外線照射による材料評価
	塩水噴霧装置	製品・部品等への塩水噴霧による耐食性評価
	蛍光X線分析装置	製品・部品等に対する不純物等の非破壊化学分析
ケミカル材料 試験室・機器 分析室・耐環 境試験室など (本館、精密機 械分館、電子 機械分館)	X線回析装置	結晶構造の評価
	ICP発光分光分析装置	溶存金属の定量分析
	ガスクロマトグラフ	気化しやすい化合物の測定(水素炎イオン化検出)
	接触角計	材料表面のぬれ性評価
	粒子物性評価装置	ゼータ電位、粒子径測定
	分光光度計	透過率、反射率の測定
	粘度計	粘度の測定
	粒子圧壊力測定装置	微粒子の力学強度の評価
食品機器分析 室など (食品加工分 館、本館)	ガスクロマトグラフ 質量分析計	揮発性物質(香り成分など)の定性及び定量分析
	液体クロマトグラフ 質量分析計	高極性物質の定性及び定量分析
	紫外可視分光光度計	液体試料のスペクトル測定、定量分析
	マイクロ波プラズマ 原子発光分光分析装置	ミネラル等の元素分析
	トランス脂肪酸分析装置	トランス脂肪酸の定量分析
	顕微鏡システム	微生物や食品中の異物等の観察及び画像撮影
	振とう培養機	酵母など微生物の培養
	味認識装置	塩味や旨味などの味の相対的評価
	食品加工試作 実験室 (食品加工分 館)	電気式オーブン
真空凍結乾燥機		野菜や果物など復元性を目的とする乾燥
超微粒粉碎機		食品やその原料の粉碎
果汁飲料製造装置		果汁飲料、ドレッシング、ソース等を容器に定量充填が可能
食品用高圧殺菌機		食品の加圧加熱殺菌
減圧加熱煮練機		減圧下で濃縮した高品質ジャム・エキス等の製造
穀類粉碎機		穀類等の粉碎
食品用乾燥システム		水分減少をモニタリングしながら食品の乾燥が可能

 印がついている機器は、公益財団法人 JKA(競輪)の補助を受けて導入しました。



※公益財団法人 JKAは
競輪とオートレースの振興法人です。

(3) 依頼試験・分析等を行います。

ご希望の方は、事前に分析内容等について当センターにお尋ね下さい。

また、手数料については、当センターホームページをご覧ください。

【 熊本県産業技術センターホームページ・・・<http://www.iri.pref.kumamoto.jp/> 】

担当部署	項目	内容
ものづくり室	機械試験	金属・機械材料強度試験
	金属試験	非破壊検査、溶接曲げ、マクロ試験、金属組織、金属分析
	形状測定	三次元形状測定、平面度測定、真円度測定、表面粗さ測定、レーザ顕微鏡(表面観察、非接触表面粗さ測定)等
	抵抗試験	絶縁抵抗試験、体積抵抗率試験、表面抵抗率試験
材料・地域資源室	物性分析	有機材料、高分子材料、無機材料、鉱物
	表面分析	無機材料、有機材料、高分子材料
	材料試験	木、竹、ポリマー製品
食品加工技術室	食品試験	食品成分分析、微生物・酵素試験、食品化学・物理試験

(4) 企業の技術者や研究者、高専生、大学学部生、大学院生等を一定期間受け入れ、技術者養成を行います。

(5) 企業技術者の専門的知識の向上・改善を図るため、技術普及講習会や研修会を開催します。(別表1を参照)

(6) 新技術・新製品開発のため、研究会活動を行います。(別表2を参照)

(7) 熊本県みそ醤油工業協同組合から委託を受けて、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく醤油の格付検査を実施します。(しょうゆ農林規格格付け事業)

2 中核企業技術高度化支援事業

当センターが構築したコンピュータネットワークシステムを利用して、中核企業・進出企業等の技術開発及び技術の高度化を積極的に支援します。

3 計量検定事業

(1) 計量関係事業者(製造、修理、販売、計量証明、適正計量管理等)の登録・届出の受付や指定等を行います。

(2) 特定計量器の検定・検査を実施します。

① 検定検査に必要な質量基準器(例:はかり、分銅)、体積基準器(例:基準タンク)等の基準器検査

② タクシーメーター、自動車等給油メーター、水道メーター、質量計等の検定

③ はかり等の定期検査(指定定期検査機関へ委任)

(3) 取引や証明での適正な計量を確保するために、商品量目立入検査、特定計量器立入検査、事業所等立入検査等の指導取締を行います。

(4) 計量制度の普及啓発のため、計量教室等を開催します。

(5) 主任計量者試験を実施します。

(別表1)

技術普及講習会・研修会実施計画

	講習会・研修会等の名称	回数	予定年月 (R=令和)	備考
企画室 技術交流	技術普及講習会 (情報技術)	2	R2.6 ～R3.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (デザイン開発)	1	R2.9 ～R3.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
ものづくり室	技術普及講習会 (CAD/CAM/CAE)	3	R2.6 ～R3.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (金属材料分析)	2	R2.7 ～R3.2	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (電子技術)	3	R2.6 ～R3.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (機械加工・計測技術)	2	R2.7 ～R3.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
材料・地域資源室	触媒開発研究及び熱分析 に関する技術講演会	1	R2.5	材料・地域資源専門部会 くまもと有機エレクトロニクス産業促進 協議会と共催
	化学・材料分析に関する講 演会	1	R2.8	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催
	有機エレクトロニクス周辺材料・ 技術に関する講演会	1	R2.10	材料・地域資源専門部会 くまもと有機エレクトロニクス産業促進 協議会と共催
	セルロース材料に関する講 演会	1	R2.12	材料・地域資源専門部会 くまもと有機エレクトロニクス産業促進 協議会と共催
	表面技術に関する講演会	1	R3.2	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催
	セラミックスに関する 講演会	1	R3.3	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催
食品加工技術室	酒類基礎技術講習会	1	R2.9	熊本県産業技術振興協会 食品加工専門部会と共催
	機能性食品技術講習会	1	R2.11	熊本県産業技術振興協会 食品加工専門部会等と共催
	食品加工技術研修会	2	R2.9 ～R3.2	
	食品加工講演会	2	R2.8 ～R3.2	熊本県産業技術振興協会 食品加工専門部会等と共催

※ 具体的な日程は、当センターホームページ等で確認してください。

【 熊本県産業技術センターホームページ・・・<http://www.iri.pref.kumamoto.jp/> 】

(別表2)

研究会一覧

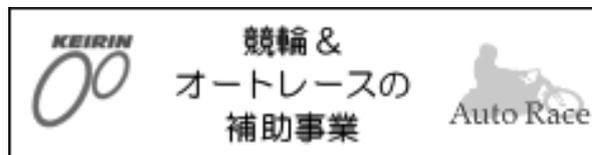
名称 【事務局】	目的	構成	事業計画
くまもと有機排水処理技術研究会 【材料・地域資源室】	有機排水処理全般についての研究推進と技術の向上を図る。	・企業 ・公設試験研究機関 ・国立研究開発法人	① 先端技術勉強会、先進地視察、発表会の開催 ② 研究論文、技術情報など各種技術資料の収集・配布及び会員への必要事項の連絡等 ③ 異分野技術者との交流、関連学会・協会及び研究会との連携活動 ④ 調査・研究、企画・立案、プロジェクト提案等 ⑤ その他、目的を達成するために必要な事業
くまもと有機エレクトロニクス産業促進協議会	有機エレクトロニクス分野に関する調査研究、共同研究・開発、情報交換等を行うことにより、地域の企業が新たに有機エレクトロニクス産業に参入するコンセプトを創出するきっかけづくりの場とすることで、熊本県における産業の振興を図る。	・企業 ・大学 ・県	① 講演(2月) ② 各ワーキンググループ(WG)による活動(商品企画WG、共同研究開発WG、新規事業発掘WG)

第5 試験研究機器導入計画

県内中小企業等に対する技術指導や依頼試験等に必要となる試験研究機器について、以下の事業を活用して導入する予定です。

1 公益財団法人 JKA(競輪)補助事業

(令和2年度に導入予定の機器)



名 称	機 器 の 概 要
高周波計測システム	高周波計測システムは、電子機器などから発生する電磁波の電力を計測するシステムです。主に電磁ノイズの放射エミッション測定に利用でき、新たに 6GHz までの電磁ノイズを計測することができます。また電波暗室のターンテーブルやアンテナマストなどを自動制御することにより、測定時間を短縮することができます。効率的な電磁ノイズ試験および対策が実施できることで製品の信頼性向上に貢献できます。

2 産業技術センター試験研究備品導入事業

(令和2年度に導入予定の機器)

名 称	機 器 の 概 要
高精度輪郭形状測定機	<p>輪郭形状測定機は、検出器の先端に取り付けたてこ式の触針が半導体部品や金型などの各種測定物表面をなぞることで、微細な輪郭形状(角 R、C 面等)のデータをマイクロメータ単位の高精度で取得することができる機器です。また、取り込んだデータは計算処理により寸法・幾何公差の解析も行うことが可能です。</p> <p>拡張機能としては、X 軸駆動部傾斜機構により、傾斜面測定を効率的に実施できます。また、Y 軸テーブルを有することで、1 ラインの線状データを少しずつずらしながら複数ラインのデータを取得でき、三次元形状の評価をすることも可能であり、県内企業の様々な測定ニーズに迅速に対応できるようになります。</p>

第6 関連団体の事業

1 熊本県産業技術振興協会

1 目的

本県産業の進歩発展を図るため、熊本県産業技術センターに協力し、産業技術の向上と合理化を図り、会員相互の親睦を深めていきます。

2 事業計画の概要

- (1)熊本県産業技術センターメールマガジンによる各種情報の発信
- (2)専門部会による技術普及講習会等の開催
- (3)熊本県収入証紙の売りさばき

3 事務局

熊本県産業技術センター 本館1階総合執務室内

電話(代表)096-368-2101(内線 259)

FAX 096-369-1938

E-mail kawabe@kumamoto-iri.jp

2 一般社団法人 熊本県溶接協会

1 目的

県内関係業界と地元大学及び熊本県産業技術センターの相互連携のもと、県内企業の溶接に関する技術、技能の向上及び普及を図ります。

2 事業計画の概要

(1)溶接技能者評価試験の実施

予備講習会(年月日)	学科及び実技試験日	場 所
第1回 令和2年4月12日(日) ※延期	4月18日(土)、19日(日)、 4月21日(火)、25日(土) ※延期	熊本県産業技術センター 人吉農芸学院(4/21のみ) ※延期
第2回 令和2年8月16日(日)	8月22日(土)、23日(日) 8月19日(火)、29日(土)	熊本県産業技術センター 人吉農芸学院(8/19のみ)
第3回 令和2年12月6日(日)	12月12日(土)、13日(日) 12月 9日(火)、19日(土)	熊本県産業技術センター 人吉農芸学院(12/9のみ)

(2) 溶接技術競技大会・表彰式の開催及び参加

名 称	開催年月日	場 所
第54回 熊本県溶接技術競技大会	令和2年9月19日(土) 表彰式: 令和2年12月10日(木)	熊本県産業技術センター (表彰式:熊本ホテルキャッスル)
第51回 九州・沖縄地区 溶接技術競技会	令和2年5月30日(土) ～5月31日(日)	佐賀県産業技術学院 (佐賀県)
第66回 全国溶接技術競技会	令和2年10月18日(日)	ポリテクセンター三重 (三重県)
第5回 熊本県高校生溶接技術 競技会	令和2年7月4日(土)	熊本県産業技術センター

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館1階事務室内

電話(直通)096-369-5519

FAX 096-369-5724

E-mail yokyo-s@kumamoto-iri.jp

3 熊本県ものづくり工業会

1 目的

「ものづくり」の基盤をなす事業団体として、その「ものづくり」の進捗発展のため、産学官の相互連携による生産技術、経営の向上と合理化を図ります。

2 事業計画の概要

(1) 総会 令和元年5月15日(金)ホテル日航熊本

(2) 理事会 (6回/年)

(3) 復興支援プロジェクト (6回/年)

(4) 射出成形講習会

・実技講習会 (5・6月:熊本県立技術短期大学校)

(5) 先進地見学会 (11月予定)

(6) 新春講演会 (1月予定)

(7) 分科会 (2回/年 予定)

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館1階事務室内
電話(直通)/FAX096-365-3938
E-mail monodukuri@jqkk.jp

4 一般社団法人 熊本県計量協会

1 目的

本県の計量に関する知識の普及・啓発、計量に関する調査・研究及び計量法に基づく検査事業等を行うことにより、計量に関する知識及び技術の向上並びに計量管理の推進を図り、もって県民の経済発展及び文化の向上に寄与することを目的としています。

2 事業計画の概要

- (1) 計量に関する知識の普及・啓発
- (2) 計量に関する調査・研究
- (3) 計量に関する情報の収集及び提供
- (4) 計量に関する講演会、講習会等の開催
- (5) 計量関係功労者等の表彰
- (6) 関係行政機関及び関係団体との協調・連携
- (7) 計量器代検査に関する事業
- (8) 指定定期検査機関に関する事業
- (9) 指定計量証明検査機関に関する事業
- (10) 計量器検定業務事業
- (11) 熊本県収入証紙の売りさばき
- (12) その他目的を達成するために必要な事業

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館1階事務室内
電話(直通)096-367-7816
FAX 096-288-9972
E-mail kuma-keikyou@feel.ocn.ne.jp

5 一般社団法人 熊本県工業連合会

1 目的

- (1) 熊本県内誘致企業と地場企業との生産連携強化
- (2) 大学や行政機関とのネットワーク形成
- (3) 既存団体間の連携強化

2 事業計画の概要

- (1) 半導体関連・自動車関連等のビジネス部会や研究会の運営によるビジネスチャンスの創出
- (2) 各種展示会への出展支援をはじめ、販路拡大のための総合支援
- (3) トップマネジメントセミナーや中堅社員研修等の人材育成
- (4) 大学や高等専門学校との包括連携に基づくビジネス機会の創出
- (5) 熊本県知事及び熊本市長への施策提言
- (6) 工業大賞の顕彰

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館3階

電話(直通)096-285-8131

FAX 096-214-2030

E-mail kenkoren@kenkoren.gr.jp

6 熊本県発明協会

1 目的

発明の奨励・産業財産制度の普及等の事業を推進し、地域の活力・技術開発を支援します。

2 事業計画の概要

- (1) 九州地方発明表彰事業
- (2) 熊本県発明工夫展開催事業
- (3) 全日本学生児童発明くふう展への出展
- (4) 未来の科学の夢絵画展への出展
- (5) 全国発明表彰への推薦
- (6) 荒尾少年少女発明クラブへの事業協力
- (7) オープンイノベーション推進の支援

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館3階((一社)熊本県工業联合会内)

電話(直通)096-360-3291

FAX 096-360-3291

E-mail jiii-43@gaea.ocn.ne.jp

7 一般社団法人 熊本県情報サービス産業協会

1 目的

県下の情報サービス産業が抱える共通課題を解決すべく結束し、産学官の連携を図りつつ、高度情報化社会のリーダーとして地域社会に貢献します。

2 事業計画の概要

- (1) ITビジネス委員会および研究会部会によるビジネスの創出
- (2) 各種セミナーによる技術支援及び啓発
- (3) 産学官連携によるビジネスモデルの創出
- (4) 各種IT展示会への出展支援
- (5) 熊本県知事及び熊本市長への施策提言

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館3階

電話(直通)096-285-8131

FAX 096-214-2030

E-mail kenkoren@kenkoren.gr.jp

熊本県産業技術センター条例

(昭和27年6月14日条例第42号)

熊本県工業試験場設置条例を公布する。

熊本県産業技術センター条例 (題名改正・平成19年条例第22号)

(設置の目的)

- 第1条 産業技術及び農林水産物の加工に関する研究開発、指導及び支援並びに適正な計量の実施の確保を行い、もって県内産業の振興を図るため、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)を置く。
- 2 センターの事務を分掌させるため、センターに支所を置くことができる。

(位置)

第2条 センターは、熊本市に置く。

(組織)

第3条 センターに所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第4条 所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(使用料)

- 第5条 センターの設備を利用しようとする者は、その都度使用料を納めなければならない。
- 2 前項の使用料の額は、別表に定める額に100分の108を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)とする。
- 3 既納の使用料は、返還しない。

(使用料の減免)

第6条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第7条 この条例に定めのあるものを除くほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月22日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成元年3月25日条例第26号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行し、改正後の熊本県工業技術センター条例の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。(後略)

附 則 (平成4年3月22日条例第30号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成7年3月16日条例第24号)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成9年3月25日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成10年3月25日条例第10号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成12年3月23日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成13年3月23日条例第16号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成19年3月16日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成23年3月23日条例第20号)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成25年3月28日条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日条例第29号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成31年3月22日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例中別表の改正規定及び次項の規定は平成31年4月1日から、第5条第2項の改正規定及び附則第3条の規定は平成31年10月1日から施行する。(後略)

別表 (第5条関係)

設備名	単位	金額
化学試験・化学加工設備	1台30分につき	240円以上3,690円以下の範囲内で知事が定める額
食品試験・食品加工設備	1台30分につき	70円以上4,050円以下の範囲内で知事が定める額
機械試験・機械加工設備	1台30分につき	140円以上3,470円以下の範囲内で知事が定める額
金属試験・金属加工設備	1台30分につき	190円以上4,280円以下の範囲内で知事が定める額
電気試験・電気加工設備	1台30分につき	170円以上1,850円以下の範囲内で知事が定める額
有機薄膜試験 ・有機薄膜加工設備	1台30分につき	180円以上6,020円以下の範囲内で知事が定める額
電気自動車用急速充電器	1台30分につき	480円

備考 使用時間が30分未満のとき、又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。

熊本県産業技術センター処務規程

(昭和31年6月1日訓令第1248号)

熊本県工業試験場処務規程を次のように定める。

熊本県産業技術センター処務規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)の処務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 センターに次の室を置く。

- (1) 総務管理室
- (2) 技術交流企画室
- (3) ものづくり室
- (4) 材料・地域資源室
- (5) 食品加工技術室

(次長等)

第3条 センターに次長を置く。

- 2 次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。
- 3 各室にそれぞれ室長を置く。
- 4 室長は、所長の命を受け、担当事務を処理する。
- 5 センターに審議員を置くことができる。
- 6 審議員は、上司の命を受け、産業技術の試験研究に関する重要な事項を審議する。
- 7 センターに、首席研究主幹を置くことができる。
- 8 首席研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する特命の事務を処理する。
- 9 センターに、主幹、研究主幹、参事及び研究参事を置くことができる。
- 10 主幹は、上司の命を受け、特命の担当事務を処理する。
- 11 研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する事務を処理する。
- 12 参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 13 研究参事は、上司の命を受け、試験研究に関する業務に従事する。

(分掌事務)

第4条 各室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務管理室

- (1) 公印に関すること。
- (2) 所属職員の人事及び服務に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 経理に関すること。
- (5) 県有財産の管理並びに物品及び製作品の出納保管及び検収に関すること。
- (6) 所内事務の統一調整及び取締りに関すること。
- (7) 計量関係の登録及び届出並びに適正計量管理事業所の指定に関すること。
- (8) 計量器の検定及び検査並びに基準器の検査に関すること。
- (9) 計量取締に関すること。

- (10) 適正な計量の実施を確保するための指導、普及及び啓発に関すること。
- (11) その他他室に属しないこと。

技術交流企画室

- (1) 技術情報の収集及び分析並びに技術交流企画に関すること。
- (2) センターの広報及び産業技術の普及促進に関すること。
- (3) 試験研究等の総合調整及び企画に関すること。
- (4) 試験施設及び設備の利用に関すること。
- (5) 県内工業団体、研究機関等との連携及び調整に関すること。
- (6) 情報技術の試験研究及び指導に関すること。
- (7) 工業デザイン及び商品企画の研究開発及び指導に関すること。
- (8) 知的財産権及び技術革新の促進に関すること。

ものづくり室

- (1) 生産加工技術の試験研究及び指導に関すること。
- (2) 生産管理技術の試験研究及び指導に関すること。
- (3) 電子技術の試験研究及び指導に関すること。

材料・地域資源室

- (1) 工業材料技術の試験研究及び指導に関すること。
- (2) 地域資源の試験研究及び指導に関すること。

食品加工技術室

- (1) 微生物応用技術の試験研究及び指導に関すること。
- (2) 食品関連企業等の加工及び流通技術の試験研究及び指導に関すること。
- (3) 県産農産物等の加工及び流通技術の試験研究及び技術指導並びに研修に関すること。
- (4) 県産農産物等を利用した製品開発の企画及び総合調整に関すること。

(専決事項)

第5条 所長は、次の事項を専決するものとする。

- (1) 所属職員の担当事務の決定に関すること。
- (2) 熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の規定に基づく服務に関すること。
- (3) 所属職員の旅行命令(所長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関すること。
- (4) 所属職員の時間外勤務等の命令に関すること。
- (5) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関すること(分限及び懲戒による場合を除く。)
- (6) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。
- (7) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関すること。
- (8) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関すること。
- (9) 熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関すること。
- (10) 熊本県個人情報保護条例第25条の7の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関すること。
- (11) 第6号から第8号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関すること。
- (12) 所長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること(熊本県公有財産取扱規則(昭和39年熊本県規則第17号)第11条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるもの

に限る。)

- (13) 光熱水費、複写器使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (14) 400万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
- (15) 1,000万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
- (16) 200万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
- (17) 100万円未満の支出負担行為(第12号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
- (18) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。
- (19) 熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第7条第4項の規定に基づく会計職員の任免に関すること。
- (20) 設備の一時使用承認に関すること。
- (21) 製作品の価格決定及び払下げ並びに依頼事項の受理及び費用弁償額の決定に関すること。
- (22) 熊本県産業技術センター条例(昭和27年熊本県条例第42号)及び熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)に基づく使用料及び手数料額の決定に関すること。
- (23) 計量法(平成4年法律第51号)第10条の規定に基づく勧告及び公表に関すること。
- (24) その他軽易な事項に関すること。

2 所長は、あらかじめ指定した次長に次の事項について専決させることができる。

- (1) 熊本県職員服務規程の規定に基づく服務(次長の職務を除く。)に関すること。
- (2) 職員の旅行命令(次長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関すること。
- (3) 職員の時間外勤務等の命令に関すること。
- (4) 光熱水費、複写器使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (5) 400万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
- (6) 1,000万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
- (7) 200万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
- (8) 100万円未満の支出負担行為(第4号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
- (9) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。
- (10) 設備の一時使用承認に関すること。
- (11) その他軽易な事項に関すること。

3 総務管理室長は、次の事項を専決するものとする。

- (1) 計量関係の登録に関すること。
- (2) 計量器の検定に関すること。
- (3) 計量器の定期検査に関すること。
- (4) 基準器の検査に関すること。
- (5) 計量法に基づく諸申請の調査及び照会に関すること。
- (6) 計量法に基づく諸届書の処理に関すること。
- (7) 計量に関する報告の徴収に関すること。
- (8) 計量法に基づく特定市の長との協議に関すること。

(代決)

第6条 所長が不在であるときは、次長が所長の事務を代決することができる。

2 所長及び次長がともに不在であるときは、総務管理室長が所長の事務を代決することができる。

(雑則)

第7条 この規程に定のあるものを除く外、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和31年6月1日から施行し、昭和31年3月24日から適用する。(後略)

附 則 (昭和31年10月22日訓令第1984号の3)

この訓令は、昭和31年10月1日から適用する。

附 則 (昭和32年6月29日訓令甲第26号)

この訓令は、昭和32年6月10日から適用する。

附 則 (昭和36年9月1日訓令甲第32号)

- 1 この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。(後略)

附 則 (昭和37年1月1日訓令甲第4号)

この訓令は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則 (昭和38年3月30日訓令甲第7号)

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年10月26日訓令甲第47号)

この訓令は、昭和39年1月1日から施行する。

附 則 (昭和39年3月31日訓令甲第5号)

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年8月1日訓令甲第24号の2)

この訓令は、(中略)昭和40年8月1日から施行する。

附 則 (昭和41年3月22日訓令甲第4号)

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年8月15日訓令甲第47号)

この訓令は、昭和42年8月15日から施行する。

附 則 (昭和43年5月7日訓令甲第15号)

- 1 この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。(後略)

附 則 (昭和44年8月1日訓令甲第35号)

この訓令は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則 (昭和45年3月31日訓令第4号の2)

- 1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (昭和46年6月30日訓令第30号)

この訓令は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月31日訓令第45号)

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年7月31日訓令第38号）

この訓令は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日訓令第7号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年7月17日訓令第19号）

この訓令は、昭和53年7月17日から施行する。

附 則（昭和58年3月30日訓令第11号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月30日訓令第17号）

この訓令は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月28日訓令第4号）

この訓令は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月26日訓令第8号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月26日訓令第15号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。（後略）

附 則（昭和60年12月24日訓令第36号）

この訓令は、昭和60年12月24日から施行する。

附 則（昭和61年12月24日訓令第22号）

この訓令は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月28日訓令第23号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和63年10月1日から施行する。（後略）

附 則（平成元年3月31日訓令第9号）

- 1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成4年3月31日訓令第11号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日訓令第29号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日訓令第19号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日訓令第10号）
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第27号）
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第11号）
1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成20年3月31日訓令第12号）
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月20日訓令第44号）
この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第13号）
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第50号）
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月3日訓令第1号)
この訓令は、平成28年3月3日から施行する。

参考資料3 熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱

熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)におけるカスタムメイド試験研究の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、カスタムメイド試験研究とは、企業等(以下「委託者」という。)からの委託を受けて公務として行う研究、試験、評価、調査等であって、これに要する経費(以下「委託料」という。)を委託者が負担するものをいう。

(カスタムメイド試験研究の申請)

第3条 カスタムメイド試験研究の申込みをしようとする委託者は、熊本県(以下、「県」という。)に、カスタムメイド試験研究申込書を提出するものとする。

(カスタムメイド試験研究の受入れ)

第4条 県は、前条の申請があった場合には、当該カスタムメイド試験研究が次に掲げる項目のいずれかに該当し、かつ、センターの業務遂行上支障がないと認められた場合に受け入れるものとする。

- (1) 熊本県内に事業所を有する企業者及びこれらで組織される団体の製品及び製造工程の開発・改良等に寄与するもの。
 - (2) 県の産業振興に寄与するもの。
- 2 県は、前項により当該試験研究を受け入れることを決定したときは、カスタムメイド試験研究の受け入れに関する通知書により委託者に通知する。

(カスタムメイド試験研究契約)

第5条 前条の規定により受入れの決定をしたカスタムメイド試験研究について、県と委託者は、カスタムメイド試験研究に関する契約(以下、「契約」という)を締結するものとする。

- 2 前項の場合において、契約の額が100万円以下の契約については、県は契約書の作成を省略することができる。

(委託料)

第6条 委託者は、前条の規定により締結した契約に定める委託料を支払うものとする。

- 2 前項の委託料は、カスタムメイド試験研究に必要な経費(熊本県産業技術センター条例に基づき、当該試験研究に伴いセンターの設備利用を行う場合にその都度納める使用料を除く)及び技術ノウハウ料の合計額とする。ただし、当該試験研究の遂行後、精算額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。
- 3 技術ノウハウ料の算定基準については、産業技術センター所長が別に定める。

(委託料により取得した設備等の帰属)

第7条 委託料により取得した設備等は、県に帰属するものとする。

(委託者からの研究用資材及び設備の提供)

第8条 県は、委託者からカスタムメイド試験研究に伴う研究用資材及び設備(以下「研究用資材等」という。)の

提供を受けることができる。

- 2 県は、前項の研究用資材等について、センターの職員が故意又は重大な過失によって損害を与えた場合を除き、当該研究用資材等の損害につき賠償する責を負わないものとする。
- 3 県は、カスタムメイド試験研究が終了し、若しくは中止し、又はカスタムメイド試験研究実施期間が満了(以下「カスタムメイド試験研究完了」という。)したときは、研究用資材等について、カスタムメイド試験研究完了時の状態で委託者に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、委託者の負担とする。
- 4 県は、委託者から提供された研究用資材等を、契約終了後に協議の上、無償で譲り受けることができるものとする。

(委託者からの研究員の派遣)

第 9 条 県は、委託者が当該委託者に所属する従業員等を研究員としてセンターに派遣することを、カスタムメイド試験研究実施期間内に限り認めることができる。

(研究の遂行)

第 10 条 県は、本カスタムメイド試験研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については、委託者に対してその賠償を請求しない。ただし、委託者の提供物品や情報等にかしがあったことに起因して県が損害を被ったときは、委託者は県の損害を賠償するものとする。

(設備使用料)

第 11 条 カスタムメイド試験研究の遂行に伴い、センターの設備を利用する場合の設備使用料は熊本県産業技術センター条例によるものとし、当該使用料は別途委託者がその都度支払うものとする。

(委託料の未納等による契約の解除)

第 12 条 次の各号に該当するとき、県は契約を解除することができる。

- (1) 委託者が委託料を期日までに支払わないとき、又は研究用資材等を期限までに提供しないとき。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 委託者が熊本県暴力団排除条例(平成 22 年熊本県条例第 52 号。以下この号において「条例」という。)

第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 委託者の役員または使用人(条例第 2 条第 4 号に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。)が委託者若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下この号において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。

ウ 委託者の役員又は使用人が委託者の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第 2 条第 6 号に規定する暴力団に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

- 2 前項の場合において、県は、原則として委託者が既に支払った委託料は返還しない。

(天災等による契約の解除)

第 13 条 県は、天災その他やむを得ない事由があるためカスタムメイド試験研究の遂行が困難となった場合は、当該カスタムメイド試験研究を中止することができる。

- 2 前項の規定によるカスタムメイド試験研究の中止に伴い、カスタムメイド試験研究契約を解除するときは、委託者が支払った委託料から既に支出された経費を控除した額の全額又は一部の額を返還する。
- 3 県は、カスタムメイド試験研究が天災その他やむを得ない事由により契約期間内に終了しなかったときは、その責めを負わない。

4 委託者からの申出によるカスタムメイド試験研究の中止に伴い、契約を解除する場合には、原則として委託者が既に支払った委託料は返還しない。

(カスタムメイド試験研究の完了)

第 14 条 県は、カスタムメイド試験研究完了時は、遅滞なく、その結果についてカスタムメイド試験研究報告書により委託者に報告しなければならない。

(委託料の精算)

第 15 条 県は、カスタムメイド試験研究を終了し、又は中止したときは、前条の報告により、遅滞なく委託料の精算を行い、その精算額が委託者が既に支払った委託料に満たないときは、その差額を委託者に返還するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託料が 10 万円以下のカスタムメイド試験研究については、委託料の精算を要しない。

(試験研究結果による委託料の不還付)

第 16 条 委託者は、委託者の期待した試験研究結果が得られていないという理由で、委託料の返還を県に要求できない。

(秘密保持)

第 17 条 委託者は、カスタムメイド試験研究において知り得た情報を秘密として保持しなければならないものとし、県は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 34 条に規定する守秘義務を遵守し、委託者の不利益とならないよう配慮するものとする。

(特許を受ける権利)

第 18 条 カスタムメイド試験研究の実施により得られた発明等に係る特許を受ける権利の持分は、発明への貢献度に応じて、県と委託者が協議の上で定めるものとする。

2 前項により発生した発明等の業務を担当した熊本県職員の権利の継承については、熊本県職務発明等に関する規程(平成 2 年熊本県訓令第 25 号)に基づき取扱いを決定するものとする。

3 前 2 項の規定により県と委託者が共同で特許出願する場合は、共同出願契約を締結するものとする。

(準用)

第 19 条 前条の規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利、プログラム等の著作権並びに回路配置利用権及び回路配置利用の登録を受ける権利について準用する。

(カスタムメイド試験研究完了後の成果の報告)

第 20 条 県は、カスタムメイド試験研究完了後、本カスタムメイド試験研究の展開状況について、委託者に報告を求めることができる。

(補則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 2 日から施行する。

熊本県産業技術センター

〒862-0901 熊本市東区東町三丁目11番38号

TEL: 096-368-2101 (代表) FAX: 096-369-1938

TEL: 096-368-2117 (総合相談窓口専用)

発行者: 熊本県
所 属: 産業技術センター
発行年度: 令和2年度

ホームページアドレス <http://www.iri.pref.kumamoto.jp/>

再生紙使用